

補助金調書

補助金名	福岡市地域交流広場等管理運営事業補助金			担当課 (連絡先)	市民局コミュニティ推進部 コミュニティ推進課(TEL:733-5161)
交付先	団体	地域住民団体		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	前年度の8月末		
(公募の場合) 応募要件	面積が500平方メートル以上の民有地を、所有者から3年以上無償で借用し、管理運営のための委員会を設置する住民団体				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和43	年度	経過年数	58	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 地域において、幼児から高齢者までの住民のために、空き地を利用して自由に交流できる場を自主的に設置し、管理運営する地域住民団体に対し、必要な助成を行うことにより、地域住民の交流の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 ・地域交流広場を管理運営する地域住民団体に対し、地域交流広場の管理運営に要する経費</p>				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	地域コミュニティへの関心の低下から、地域活動への参加者の減少や担い手不足が課題となっている一方で、少子高齢化の進展や災害の激甚化・頻発化などから、その重要性が再認識されている。そのような中、地域住民の交流を促進するためには、地域住民が自由に交流できる広場の存続が必要であるため、補助を継続するもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年額30,000円の範囲内で、管理運営事業補助金を交付する。 (経過措置) ・旧児童広場(平成7年4月1日要綱廃止)については、下記の範囲内で、管理運営事業補助金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> (1)面積が50平方メートル以上100平方メートル未満の場合 年額 10,000円 (2)面積が100平方メートル以上300平方メートル未満の場合 年額 20,000円 (3)面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 年額 30,000円 			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(47) 件	46 件	46 件	
	1,270 千円	(1,280) 千円	1,240 千円	1,240 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	地域交流広場及び旧児童広場の管理運営委員会に対し、補助金を交付。主に運営会議や除草・清掃活動、遊具点検などを実施。				
補助金交付 による効果	地域交流広場は、住民が自由に交流できる場を地域住民団体が自主的に設置し、管理運営を行っており、管理運営に要する経費負担の軽減を図ることにより、地域住民間の交流促進に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。